

## 仙台市協働まちづくり推進助成事業実施要綱

(平成 29 年 1 月 26 日市民局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、当面の間、試行的に NPO 等の市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者その他の団体（以下「市民活動団体等」という。）が、他の市民活動団体等と連携して実施する社会的課題の解決やまちの魅力の創造に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 助成事業者 第 13 条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた者
- 二 助成事業 第 13 条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた事業

### (助成金の交付対象者)

第 3 条 この助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす市民活動団体等とする。

- 一 市内に事務所及び活動場所を有すること。
- 二 5 名以上で構成される組織であること。
- 三 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- 四 予算及び決算を適正に行っていること。
- 五 1 年以上継続して活動していること。
- 六 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- 七 総会等意思決定の会合を定期的を開催していること。
- 八 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- 九 事業報告書等の未提出がないこと。（特定非営利活動法人に限る。）
- 十 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと。
- 十一 消費税及び地方消費税の未納のないこと。（当該申告の義務を有する団体に限る。）
- 十二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団もしくは暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体ではないこと。

(市税の滞納がないことの確認)

第4条 前条第10号に規定する要件は、市長が第8条第1項に規定する公募において事業の申請を行おうとする市民活動団体等（以下「事業申請団体」という。）の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、事業申請団体が市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合は、この限りでない。

2 前条第10号に規定する市税とは、個人の市民税（当該団体が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税、都市計画税とする。

(助成対象事業)

第5条 この助成金の交付対象となる事業は、複数の市民活動団体等が協働で実施する事業で、次の要件に適合するものとする。

- 一 社会的課題の解決やまちの魅力の創造に資するもの
- 二 2団体以上が協働により実施することで、具体的な効果や成果が期待できるもの
- 三 団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であるもの
- 四 互いの持つ専門性やノウハウを生かし、団体個々の取り組みではなし得なかった新たな機能や価値を創出するもの
- 五 先進性や独自性がある取り組みであるもの
- 六 事業計画及び予算の見積りが適正であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- 一 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- 二 営利を目的とした団体を中心となって行われるもの
- 三 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- 四 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- 五 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- 六 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- 七 公序良俗に反するもの
- 八 法令、条例等に違反するもの

(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- 一 人件費（助成事業の実施に当たり直接的に要する部分に限る。）
- 二 報償費

- 三 旅費
- 四 消耗品費
- 五 印刷製本費
- 六 通信運搬費
- 七 使用料及び賃借料
- 八 施設等の整備費
- 九 設備備品購入費
- 十 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

(助成金の額等)

- 第7条 助成金の額は、助成事業ごとに300万円を限度として、予算の範囲内で決定する。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 助成率は10分の9とする。ただし、前条第8号及び第9号に掲げる経費に係る助成率は2分の1とする。
  - 3 前条第8号及び第9号に掲げる経費に係る助成金を合算した額は、助成金の総額の2分の1以内とする。

(助成対象事業の公募等)

- 第8条 市長は、第5条に規定する要件に適合する事業を公募し、審査を経て助成事業の候補を決定するものとする。
- 2 事業申請団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において、第1号に掲げる書類は2団体以上の事業申請団体が連名で作成しなければならない。
    - 一 事業申請書(第1号様式)
    - 二 団体概要書(第2号様式)
    - 三 事業収支予算書(第3号様式)
    - 四 次に掲げる事業申請団体に関する書類
      - ア 定款、規約、会則その他これらに類するものの写し
      - イ 役員名簿及び会員名簿
      - ウ 前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
      - エ 前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
      - オ 団体の活動内容がわかるもの
    - 五 市税納付状況調査申請書(第4号様式)又は市税の滞納がないことの証明書(当該申告の義務を有する団体に限る。)
    - 六 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書(当該申告の義務を有する団体に限る。)
    - 七 誓約書(第5号様式)

3 前項の規定による申請は、1 団体につき 1 事業に限るものとする。

(事前相談の実施)

第 9 条 市長は、前条第 1 項に規定する公募に際し、事前相談の機会を設けるものとする。

2 事業申請団体は、前項に規定する事前相談を受けなければならない。

(協働まちづくり推進助成事業審査会議)

第 10 条 市長は、第 8 条第 2 項の規定により申請のあった事業の審査を行うため、協働まちづくり推進助成事業審査会議（以下「審査会議」という。）を開催する。

(審査基準)

第 11 条 審査会議では、次に掲げる基準により審査を行うものとする。

- 一 的確に課題を把握し、社会的課題の解決やまちの魅力の創造のための事業目的が明確に設定されていること。
- 二 2 団体以上が協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであること。
- 三 団体間の役割分担や連携内容が妥当であること。
- 四 各団体の長所が十分発揮されること。
- 五 事業内容が、社会的課題の解決やまちの魅力の創造に十分に寄与するものであること。
- 六 具体的かつ実現可能な計画であること。
- 七 経費の見積りは事業内容に見合った妥当なものであること。
- 八 事業を実施することでさらなる取組が実施されるなどして、今後も含めた社会的課題の解決やまちの魅力の創造に寄与するものであること。
- 九 新たな機能や価値を創出するための工夫がなされていること。
- 十 先進性や独自性があること。
- 十一 第 18 条に規定する支援を受けることにより、事業効果の向上や協働のノウハウの蓄積と定着、事業実施基盤強化が見込まれる取り組みであること。

(交付の申請等)

第 12 条 助成事業の候補として決定された事業の事業申請団体は、市長が定める期日までに当該事業における代表団体（以下「代表団体」という。）を定め、規則第 3 条第 1 項の規定による交付の申請（以下「交付申請」という。）を行わなければならない。

2 交付申請は、代表団体が仙台市協働まちづくり推進助成金交付申請書（第 6 号様式）に代表団体であることを証する書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第13条 市長は、交付申請が到達してから30日以内に、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市協働まちづくり推進助成金交付決定書（第7号様式）により行うものとする。

（交付の条件）

第14条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）であって、助成金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、事業変更承認申請書（第8号様式）又は事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第10号様式）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消または変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

5 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- 一 事業を行うため締結する契約は、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- 二 第18条第1項の規定による助言を尊重すること。

（申請の取下げ）

第15条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書（第11号様式）により行うものとする。

（状況報告）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（助成事業の遂行の命令等）

第17条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対して、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成事業者に対する支援)

第18条 市長は、助成事業ごとに事業計画、組織運営等に関する助言その他当該助成事業の円滑な遂行のために必要な支援を行うものとする。

2 市長は、助成事業の円滑な遂行に資すると認めるときは、税務及び財務、労務、法務等に関する専門家を派遣することができる。

(実績報告)

第19条 規則第12条の規定による実績報告は、助成事業の成果を記載した実績報告書(第12号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。

- 一 事業実施報告書
- 二 収支決算書
- 三 助成対象経費支出内訳書
- 四 助成対象経費支出に係る領収書の写し
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第20条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、助成金確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(是正のための措置)

第21条 市長は、第19条の規定による実績報告を受けた場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の交付)

第22条 市長は、助成金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第23条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- 二 助成金を他の用途に使用したとき。
- 三 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第24条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

第25条 助成事業者は、助成事業により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 規則第20条ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

- 一 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第八までに定める耐用年数を経過した場合
- 二 前項の財産のうち、取得し又は効用の増加した額が10万円未満のものを処分する場合

3 第1項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 助成事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査

させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、助成事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第27条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(委任)

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。